

第63回山梨県環境保全審議会会議録

- 1 日 時 令和4年12月22日(木)午後2時～3時
- 2 場 所 ホテル談露館 2F山脈
- 3 出席者 (委員)(敬称略)青木進、足達郁也、風間ふたば、河内正子、岸いず美、窪田清、小林富一郎、小林拓、小宮山稔、五領田周司、佐藤繁則、佐藤若夫、島崎洋一、武田哲明、棚本佳秀、豊木桂子、永井寛子、福地龍郎、村山力、森一博、山本紘治、弓田仁美、湯本光子、渡邊通人、渡部美由紀
- 4 傍聴者等の数 0人
- 5 次 第
 - (1) 開会
 - (2) あいさつ
 - (3) 議事
 - (4) その他(情報提供)
 - (5) 閉会
- 6 会議に付した事案の議題
[報告事項]
 - ・ 大和鳥獣保護区の指定解除について

7 議事の概要

1 開 会

司 会 ただいまから、第63回山梨県環境保全審議会を開会いたします。

まず、出席状況についてであります。本審議会の委員は30名です。本日は、そのうち、25名の出席をいただいておりますので、山梨県附属機関の設置に関する条例第6条第2項の規定により本審議会が成立していることを御報告します。

なお、本日の会議は、山梨県環境保全審議会運営規程第7条及び山梨県環境保全審議会傍聴要領に基づき、公開することとされておりますので、委員の皆様には御了解をいただきたいと存じます。

2 あいさつ

部長あいさつ

それでは、はじめに、村松環境・エネルギー部長から あいさつを申し上げます。

部 長 ◆ 部長あいさつ ◆

新委員紹介

司 会 続きまして、今期新たに就任されました委員の皆様を御紹介させていただきます。

お手元の名簿をご覧ください。

**山梨県植物研究会 会長 の
小林 富一郎（こばやし とみいちろう）委員 です。**

山梨県女性団体協議会副会長 の

豊木 桂子（とよき けいこ）委員 です。

山梨大学大学院教授 の

森 一博（もり かずひろ）委員 です。

公募により選任されました

弓田 仁美（ゆみた ひとみ）委員 です。

同じく公募により選任されました

渡邊 通人（わたなべ みちひと）委員 です。

以上、5名の委員が、新たに就任されました。

新任委員の皆様のご紹介は以上となります。

次に、本日の資料の確認をお願いしたいと思います。

では、本日お配りしました資料ですが、

- 本日の「次第」
- 座席表
- 環境保全審議会関連規程
- 山梨県環境保全審議会の審議事項等について
- 第12期委員名簿
- 報告事項 資料
- その他 資料

以上の資料がお手元にございますでしょうか。

資料がない方はお申し出ください。

また、議事録作成のため、会議内容については録音をさせていただきます。本会場でのご発言の際はマイクを使用させていただきます。オンラインで参加のみなさまはご発言の際は、手を上げるアイコンの提示をお願いします。発言する時以外はミュート設定にさせていただくようお願いします。

本日は委嘱替え後初めての会議となりますので、議事に先立ちまして環境保全審議会について事務局から説明をさせていただきます。

環境・エネルギー政策課長

◆環境・エネルギー政策課長が説明◆

3 議 事

3 (1) 会長、副会長の選出について

司 会	まず、会長の選出を議題といたします。 会長の選出につきましては、「山梨県附属機関の設置に関する条例第5条」に基づき、委員の互選によることとなっております。ご提案がございましたら、お願いします。武田委員どうぞ。
委 員	これまで特に環境という切り口で長きにわたり研究を継続してこられ、特に環境保全という分野においては造詣の深い風間委員に引き続き会長をお願いしてはいかがでしょうか。
司 会	ただいま委員から風間ふたば委員を会長にというご提案を頂きましたが、他に意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。他に意見がないようでしたら風間ふたば委員を会長にという御提案がありましたので、宜しければ拍手をもってご賛同お願いいたします。 (拍手) ありがとうございます。それでは只今選出されました風間ふたば会長に会長席にお移りいただき一言ご挨拶お願いいたします。
会 長	会長に指名していただきました風間でございます。2年間、また任期をいただきまして、ここで審議会の会長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。本当に、コロナコロナでございまして感染者数も急増している一方で、経済効果ということを考えると、山梨県のインバウンド回復により、経済の方は少しずつ良くなるのではないかというお話もございます。どうして外国の方が山梨県に来られるのかと考えてみますと、もちろん富士山や富士五湖など有名な観光地もありますが、やはり自然と日本ならではの綺麗な環境というものに憧れて来られると思いますし、それから落ち着いた農村部の佇まいなども人々を惹きつけているのではないかと思います。そういう風に考えますと、山梨県は自然があってこそこの山梨県。ただしそれがあまりに当たり前になっているので、環境の保全等についての県民の意識というのが、まだまだのところがあるかもしれません。そういう意味では県庁内でこの環境保全に関わってお仕事されている方々、本当に大変だと思いますけれども、そちらの方々のお仕事をこちらの審議会の方でもサポートしつつ、よりよい環境を次の世代に残せるような活動に皆さん方のお知恵も貸していただければと思います。微力でございますけれども会長を務めさせていただきますのでどうぞよろしくお願い

司 会	<p>いたします。</p> <p>風間会長ありがとうございました。本審議会の議長は会長が当たることになっておりますので、これからの議事進行は会長にお願いいたします。風間会長よろしく申し上げます。</p>
風 間 会 長	<p>それでは議事を進行させていただきます。まずは副会長の選出でございますが、これについても委員の互選となっております。ご提案がございましたらお願い致します。</p>
委 員	<p>会長一任</p>
会 長	<p>会長一任のご発言がございました。ご異議がございませんでしょうか。 (拍手)</p> <p>ありがとうございます。それでは副会長の選任につきましては一任いただきましたので、私の方から指名させていただきます。ご多忙のところ大変恐縮ですけれども、審議会の委員を長く務めておられる湯本光子委員に引き続き副会長をお願いしたいと存じます。宜しければ拍手をもってご賛同お願いいたします。</p> <p>(拍手)</p> <p>ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>3 (2) 部会長、部会委員・専門委員の指名について</p>	
<p>次に部会についてですが、本審議会には先ほどご紹介ありましたように鳥獣部会、温泉部会、廃棄物部会、地球温暖化対策部会、世界遺産景観保全部会が設置されておりますが、部会長、委員及び専門委員は条例施行規則により会長が指名することになっております。部会員名簿をお配りいたしますのでご覧ください。</p> <p>それでは、それぞれの部会につきまして、部会長をお願いしたい方々のお名前をご紹介させていただきます。</p> <p>鳥獣部会につきましては、部会長を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山本 紘治 (やまもと こうじ) 委員 <p>をお願いし、部会委員として、以下9名をお願いしたいと存じます。</p>	

	<p>温泉部会につきましては、部会長を ・後藤 聡（ごとう さとし）委員 にお願ひし、部会委員と専門委員として、私を含め以下10名にお願ひしたいと存じます。</p> <p>廃棄物部会につきましては、部会長を ・森 一博（もり かずひろ）委員 にお願ひし、部会委員と専門委員として、以下9名にお願ひしたいと存じます。</p> <p>地球温暖化対策部会につきましては、部会長を ・武田 哲明（たけだ てつあき）委員 にお願ひし、部会委員と専門委員として、以下11名にお願ひしたいと存じます。</p> <p>○ 世界遺産景観保全部会につきましては、部会長を ・石井 信行（いしい のぶゆき）委員 にお願ひし、部会委員と専門委員として、以下5名にお願ひしたいと存じます。</p> <p>報告事項に移ります。はい、委員。</p> <p>委員 ただいま部会委員のそれぞれ報告がありましたが、公募委員については部会に加入をすることができないのでしょうか。</p> <p>会長 事務局のほうお願ひいたします。</p> <p>環境・エネルギー政策課長 公募委員につきましては広く県民の意見を反映するというところで、2名お願ひしているところがございます。部会は先ほど私説明したように、専門的な事項について調査検討して頂くということになりますので、部会でご審議頂いた事項等についてこの本会の中で意見を頂くという事でお願ひしたいと思います。以上です</p> <p>会長 委員よろしいでしょうか。</p> <p>委員 はい、分かりました。今回の公募により選任されました渡邊通人委員は非常に動物や昆虫に関する知見も豊富でよく研究もなさっているのです、可能であれば鳥獣部会に入ってもらえないのでしょうか。</p>
--	---

環境・エネルギー政策課長	繰り返しのようになってしまいますが、この審議会の中でも、部会の中の意見について、また再度審議会として御審議いただくこととなりますので、基本的には今会長から指名頂いた部会会員をもって部会は構成する中で、審議会としてまた改めて御審議いただくということで委員としてとしてご参画頂ければと思います。以上でございます。
--------------	--

3 (3) 報告事項

会 長	それでは報告事項に移ります。大和鳥獣保護区の指定解除について、事務局の方から御説明いただきます。お願いします。
-----	---

自然共生推進課長	大和鳥獣保護区の指定解除につきましてご説明申し上げます。今回の報告は、県が甲州市内に指定した大和鳥獣保護区の指定を令和4年11月1日付で解除した件について、でございます。まず鳥獣保護区というものについて、簡単に説明をさせていただきます。鳥獣保護区とは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づいて指定する鳥獣保護のための区域となります。鳥獣保護区に指定されますと狩猟が禁止されることとなります。本県の鳥獣保護区の指定状況でございますが、資料の右側に一覧が記載してございます。令和4年12月1日現在、今回解除されました大和鳥獣保護区を除いた38カ所を指定しているところでございます。今回解除となりました大和鳥獣保護区は、令和4年3月に廃校となりました大和中学校から直線で南側へ3キロ程度離れた場所に位置しておりまして、旧大和中学校の学校林として生徒の野外における教育活動の場として活用するために昭和43年から鳥獣保護区に指定していたところでございます。解除理由につきましては、旧大和中学校が3月に廃校となりまして学校林として使用しないことから、甲州市より鳥獣保護区の指定解除を要望する旨の申し出があり、利害関係者からの同意も得られたことから令和4年11月1日付で指定を解除したところでございます。報告は以上でございます。
----------	---

会 長	事務局の方からの報告がございました。この件につきまして、ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。委員、どうぞ。
-----	---

委 員	初めての審議会で、ちょっと違った質問をしてしまうかもしれないですがご容赦ください。鳥獣保護区の指定解除ということに関わっては了解しました。この学校林がこのあとのようになるのかということをもしご存知でしたら教えていただきたい。学校林のその利用形態によっては、その使
-----	---

<p>会 長</p>	<p>用年限が決まっていますそのあと更地にするとか伐採するとか、そのようなことも決まっている場合もありますし、その林の形態によってはその人口林でその後そのままの形態が継続するとか、それによって学校林周辺の林相が変化するのか、変化しないのかということに気になったため、もしわかれば教えて頂ければという質問であります。</p> <p>事務局の方いかがでございますか。</p>
<p>自然共生推進課長</p>	<p>当該地は県有林であり、甲州市が管理していました。甲州市の方から鳥獣保護区の指定解除の要望があり、今後県有林として管理されていくと思われれます。以上でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>この案件は報告事項ということですが、みなさんの方からのご了解を頂くというようなものではございませんが、こういうご報告がありましたので、何か質問があればお答えしていただくようにしております。</p> <p>いかがでしょうか。</p> <p>もう特にご質問無いという事であれば、この報告事項については終了させていただきたいと思えます。さらに本日の審議はこれで終了致しますので、委員の皆様には議事の進行のご協力ありがとうございましたと申し上げまして、司会を事務局の方にお戻ししたいと思います。</p>
<p>4 そ の 他</p>	
<p>司 会</p>	<p>会長には議事の円滑な進行ありがとうございました。続きましてその他といたしまして、県から委員の皆様へ県の環境行政に関する情報提供を各課課長からさせていただきます。</p>
<p>環境・エネルギー政策課長 大気水質保全課長 環境整備課長 自然共生推進課</p>	<p>◆情報提供 環境・エネルギー政策課長が説明◆ ◆情報提供 大気水質保全課長が説明◆ ◆情報提供 環境整備課長が説明◆ ◆情報提供 自然共生推進課長が説明◆</p>
<p>司 会</p>	<p>各課からの情報提供が終わりました。何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。委員どうぞ。</p>

委員	<p>家庭の食品ロスに関しての情報提供を頂いた中で、家庭も確かにたくさん食品ロスが出ていて、私も学校などへ行って、食べ物は計画的に買ったり使ったりしましょうというお話をしておりますが、実は学校や幼稚園とかそういう場所の食品ロスもたくさんあります。コロナの影響で一度お盆に載せたものは、食べない場合処分されておりました、お盆にのせる前にこれを食べきることはできないからと言って、取らないことを選択できる大きな子達はいいのですが、やはり幼稚園保育園等の小さなお子さんたちだと、そういうことがなかなか難しく、先生方もどこまで食べて、どこまで食べないか、その時によって給食の先生もお悩みなっている話を良く聞きます。その部分をぜひ県のほうから食品ロスというものについての周知を幼稚園、保育園、民間機関にもしていただけると有難いかなと思います。食品を大事にするということはどういうことなのか、無駄にしないってことはどういうことなのかということ、今子どもたちの方には伝えているのですが、家庭でもそういう話したよと、お子さんからお返しいただくこともあったりして、子供たちの意識はとても変わってきていますが、なかなかそういう部分で、民間の団体とか、幼稚園、保育園、いろんなところからの食品のロス問題っていうのは、なかなかこううまく前に進んでいないという現状を聞いていますので、是非、お願いしたいなと思います。</p>
環境整備課長	<p>貴重なご意見ありがとうございます。今いただいたご意見は、私共と食品ロスを直接取り組んでおります部署と情報共有しながら、そういった取り組みが進むよう検討してまいりたいと思います。</p>
司	<p>会 他にご意見ございませんか。</p>
委員	<p>先ほど野生鳥獣による農林業の被害の概況について説明がありました。被害状況はわかりますが、その要はニホンジカを始め、イノシシ等の捕獲の対応であります。私が疑問に思うのは、こうして毎年毎年鳥獣被害が拡大をしていますが、それぞれ市町村によって、山に向かって2～3mの電柵を囲っています。しかし、現状を見ると山に向かって囲っているのに、山から降りてくる獣は防げていると思うが、現実の問題はその電柵の中にある獣である。シカにしてもイノシシにしても、何億もかけて投資をしているが、現実には人間と動物が共生をしている。要は川から、下の方から上がってくる。川からの対策をしてないから山側全て柵で囲ってあるが、川からみんな上がっている。国道20号線を通っていると、雨が降った時にはシカが時々出てきまして、車に鹿がぶつかるという事例もみる。とにかく、その電柵の中に獣がたくさんいる。今後は、市町村とも連携をしながら、下流から上がってくるシカの対応を考えていかないと、いろいろと対策をしてもあまり効果が出てない。県におきましては、市町村と連携を</p>

	<p>とりながらそういう対応をしっかりとすることによって動物が入ってこないようになると思っていますので、その点について対応を今後ともよろしくご指導のほどをお願いしたいと思います。</p>
<p>自然共生推進課長</p>	<p>委員ご指摘のとおり、市町村との連携は非常に重要でございます。市町村の他、さまざまな民間団体等との連携も必要でございます。まず現状を把握してということも県で行っておりますが、御意見を踏まえましてしっかりと連携をする中で対応してまいりたいと考えております。一番重要なのは個体数の調整と共存共栄のための被害防除対策と生息環境の整備、この3点をやっていくということは非常に重要です。頂いた御意見を踏まえまして、しっかりと対応させていただきたいと考えております。</p>
<p>司 会</p>	<p>他にご意見ご質問ございませんでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>テレビや新聞報道でご承知の方もいらっしゃるかもしれませんが、新しいマリモが発見されました。これが県の天然記念物になっておりますが、そのことを知らない県民の方も多いためと思っておりますので、このマリモについての保護活動の部分にもう少し力を入れていただければありがたいかなと思います。</p>
<p>自然共生推進課長</p>	<p>ご指摘のとおり、本栖湖の本栖マリモについて報道がありました。特別地域でございまして、自然公園法において高山植物その他の植物で環境大臣が指定するというところで規制されているところでございます。採取するには許可が必要となりますので、国と連携をする中でこの点についてもホームページ等で周知を図りたいと考えております。</p>
<p>司 会</p>	<p>他にご意見ご質問ございませんでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>先ほどの鳥獣被害について、昇仙峡の麓に住んでいますが、電気柵には確かに獣は来ませんがその下の川から渡ってくる動物たちはたくさんいます。本当にシカもイノシシもタヌキもハクビシンもなんでもいる状態です。やはり、うちの地域に住んでいる方々が声を揃えていうのは上であれだけ電線やったってちっとも動物は減らないといいます。収穫時の野菜や、新芽が被害に遭う。そういう話はよく出まして、これをどうしたらいいのか、また植えなきゃダメかお話はよく聞きます。先ほどのお話と重複してしまうのでコメントも不要ですが、そういう意見もあるということを知っておいて欲しい。</p> <p>太陽光発電に関して、太陽光発電設備を我が家もつけていますが、20年くらいで買い替え時期を迎えるということを知っていて、では20年して修復</p>

<p>自然共生推進課長</p>	<p>できるかという、修復するための材料とかはもうほぼほぼないっていう状況があるということ伺いまして、我が家は今9年目ですが、そろそろ東京電力の補助等がなくなり、金額がぐっと落ちてしまう時になっております。その辺の対応というのは何か県としては考えていらっしゃる場所があったりするのでしょうか。</p>
<p>環境・エネルギー政策課長</p>	<p>鳥獣被害は、この農作物被害の他森林被害等がございます、農政部、林政部、市町村と連携しまして、こういった声も充分踏まえましてしっかりと対応させていただきたいと思っております。以上でございます。</p> <p>太陽光発電に関してですが、家庭の場合のFIT、固定価格買取制度があり売電している場合、10年という期間があります。その後、パネルの機種によって一律に寿命何年っていう話はなかなか出来かねますが、FIT後の売電はするのか、あるいは自家消費するのかということは各ご家庭で、ご選択していただければと思います。本日、ご案内させていただいた蓄電池をお持ちでなければ、導入していただき、蓄電池で貯めていただいた中で自家消費を図るという形も考えられると思います。それぞれの状況に応じて、ご検討いただければと思います。個別の内容については我々の環境・エネルギー政策課の方にご相談いただければご案内をさせていただきますので、よろしく申し上げます。</p>
<p>5 閉 会</p>	
<p>司 会</p>	<p>それでは、時間の都合もございますので、各課からの情報提供に対するご意見ご質問は、この辺で打ち切らせていただきます。ご意見ご質問あれば、個別に各課で対応致しますのでそちらにお問い合わせをお願いいたします。では以上もちまして本日予定致しました日程は全て終了致しました。委員の皆様方ありがとうございました。以上もちまして第63回山梨県環境保全審議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。オンラインでの皆様、ご退出お願いします。</p>